年　　月　　日

日本バプテスト連盟全国壮年会連合

奨学金会委員長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　推薦教会

**奨学金申請に関する推薦決議書**

奨学金申請者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教会は、

上記の西南学院大学神学生が＿＿＿＿＿年度奨学金申請を行なうにあたり、『日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程』（全国壮年会奨学金規程）の内容を確認し、今後、神学生が負う返還義務に関し**当教会に連帯保証人としての責務**が生ずることを十分理解のうえ、総会において奨学金給貸与の推薦を決議いたしました。

|  |  |
| --- | --- |
| 総会開催日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日（　　　） |
| 教会名 |  |
| 代表役員（又は代務者） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 総会議長 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

※原則として、代表役員と総会議長はそれぞれに立ててください。

「全国壮年会奨学金規程」での確認が必要な主な項目

|  |  |
| --- | --- |
| 主な確認事項 | 条 項 及 び 要 確 認 事 項 |
| 奨学金申請の資格 | 第７条 | □　奨学金申請時に連盟加盟教会の会員で、給貸与を受ける年度の４月の時点での信仰生活の期間が、継続して２年以上の者 |
| 申請の手続 | 第８条 | □　必要書類及び年度毎の申請手続き |
| 奨学金の種類及び給貸与の条件 | 第１０条 | □　給貸与期間は、通算４年間 |
| 奨学金の返還 | 第１１条 | □　１種奨学金は卒業後１５年以内に返還 |
| 奨学金の免除 | 第１５条 | □　神学部を卒業した日から満７年を経過した日において、連盟加盟の教会、連盟関係諸機関で専ら伝道の業に従事する期間（推薦教会での赴任期間を除く）に応じて１種奨学金貸与額の一部を免除 |
| 推薦教会による償還の責任 | 第１３条 | □　推薦教会は、奨学金返還義務者が、第１１条に定める期限内に連続して３年間返還がない場合は、償還の責を負う |

　※「全国壮年会奨学金規程」で必ず確認をお願いいたします。